

令和3年5月12日付けで公告しました令和3年度地域ブランディング創生事業(動画制作)委託業務に係る企画提案コンペに関する質問がありましたので、下記のとおり回答します。

質問1

参加仕様書7 提出物につきまして、「「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し」と記載されていますが、「「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」以上3点、または「代表者事項証明書」の写し1点どちらかの提出という解釈でよろしいでしょうか？

回答1

「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」のいずれか1点の提出をお願いします。なお、企画提案コンペ参加資格申請書に記載のとおり、三重県入札参加資格者名簿(建設工事関係)登録者及び三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は書類の提出を省略できます。

質問2

参加仕様書7(1)(ii)において、「新型コロナウイルス感染症等の状況に鑑みて、感染防止対策や移動制限が出された時の対応等、動画制作にかかる工夫について可能な限り記載すること。」とございますが、新型コロナウイルス感染の影響によりスムーズな動画制作が行えない状況を想定し、そのような状況下での動画制作の工夫を明記するという解釈でよろしいでしょうか

回答2

貴見のとおり、新型コロナウイルスの感染防止対策の実施内容や、感染拡大の影響により移動制限が出された場合に問題なく制作が実施できるか等、新型コロナウイルスの影響により考えられる制約の中で実施できる動画制作の工夫を明記するようお願いいたします。